

よくあるご質問



Q. 骨折し、ギプスで固定しています。通院保険金の支払いはどうなりますか。

A. 通院された場合、傷害補償プランの通院保険金を通院された日数に応じてお支払いします。また、ギブス等で固定した箇所が長管骨(大腿骨や脛骨など、手足を構成する細長い形状の比較的大きな骨)や脊柱、肋骨・胸骨等であった場合には、常時装着した日数を通院した日数に含んで通院保険金をお支払いできる場合があります。注)手や足の指の固定の場合は、ギブスを常時装着していても通院した日数に含むことができず、実際に通院された日数に応じた保険金のお支払いとなります。



Q. 女性特定疾病となる疾患とは具体的にどのようなものがありますか。

A.

- 悪性新生物…子宮がん・乳がん・胃がん・肺がん 等
- 良性新生物…子宮筋腫・卵巣のう腫 等
- 流産、分娩の合併症 等
- その他の疾患…胆石症、貧血、慢性リウマチ性疾患 等

 ※お支払いの対象となる病気の詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



Q. 携行品損害の対象となる物はどのようなものですか?

A. 携行品損害補償で対象となる物は、自宅外において、携行する補償対象者本人が所有する身の回りのうち、下記に記載する物を除いた物が対象となります。

- ①自動車、原動機付自転車、自転車、船舶
- ②サーフボード、ラジコン模型
- ③携帯電話、ノート型パソコン
- ④コンタクトレンズ、眼鏡
- ⑤手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード
- ⑥設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物

等



Q. 更新時に手続きは必要ですか?

A. 団体総合生活保険は、毎年10月1日に自動更新となります。補償内容や住所の変更などがない場合はWebで手続きまたは書類の提出は不要です。
自動車保険、火災保険は各人各様保険期間は異なり、毎年更新手続きが必要です。



Q. 退職しても継続できますか?

A. はい。退職後もJR北海道グループ退職者として、現職と同じ割引率・保険料のままご継続いただけます。
なお、退職時は手續が必要ですので、ご退職の際は必ず取扱代理店までご連絡をお願いいたします。

Q. エルダーになりました。継続するにあたり手続きは必要ですか?

A. お手続きは必要ありません。引き続き同じ保険料のままでご継続いただけます。社員コードは現職のものを引き続き使用するため、変更しません。



Q. 保険期間途中で加入・変更をする場合、加入・変更日はいつになりますか。

A. 紙の申込書の場合、取扱代理店へ加入・変更依頼書が到着した日の翌月1日付となります。ただし、始期日(10月1日)からの加入・変更等のお申込み期間は6月末~8月19日までとなります。
8月20日~9月末日までの間にお手続きされた場合は、11月1日付での加入・変更となります。ただし、保険期間途中で変更できないお手続きもございますのでご注意ください。詳しくは当センターへお問い合わせください。

加入・変更日

10月1日付	6月末~8月19日
保険期間途中(毎月1日付)	当センターへ加入・変更依頼書が到着した日の翌月1日付
※11月1日付のみ	8月20日~10月末日



Q. ケガをしました(病気になりました)どのように保険金を請求すればいいですか?

A. 事故時(裏表紙)のご連絡先をご覧ください。

Q. 異常分娩だった場合、保険金のお支払いは対象になりますか?

A. 医療補償で対象となります。